

様式 1

オープンカウンター方式参加希望者 殿

令和 6年 9月 17日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
弥栄ダム管理所長 柳田 敏信

見積依頼書

下記についてオープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 件 名 | デジタルスケール外購入 |
| 1 履行又は納入期限 | 契約締結の日から令和 6年 11月 29日まで |
| 1 履行又は納入場所 | 弥栄ダム管理所 |
| 1 仕様書等 | 電子調達システム (GEPS) からダウンロードする。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
手交、電子メール又はFAXでの交付を希望する場合は、仕様書等交付申請書を下記問い合わせ先に提出すること。 |
| 1 仕様書交付期間 | 令和 6年 9月 17日 から 令和 6年 9月 30日 まで |
| 1 質問受付期限 | 令和 6年 9月 24日 まで |
| 1 見積書の提出場所 | GEPSで提出する。
GEPS以外の場合は、様式 3 を中国地方整備局弥栄ダム管理所に提出する。 |
| 1 見積書提出期間 | 令和 6年 9月 17日 9時 00分 から
令和 6年 9月 30日 16時 00分 まで |
| 1 見積合わせ日時 | 令和 6年 10月 1日 11時 00分 |
| 1 見積方法 | 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の 10に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を見積書に記載すること。 |
| 1 契約書作成の要否 | 100万円超は要 (請書)、150万円超は要 (契約書) |
| 1 契約保証金 | 免 除 |
| 1 参加資格 | 令和 4・5・6年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「物品の販売」の中国地域の競争参加資格を有するものであること。
その他は中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領第 3条 (参加資格) のとおり
https://www.cgr.mlit.go.jp/order/opencounter/index.html |
| 1 支払条件 | 精算払 |
| 1 問い合わせ先 | 〒739-0627 広島県大竹市小方町小方 813-1
国土交通省中国地方整備局弥栄ダム管理所
電話：0827-57-3135 (内線 210) FAX：0827-57-2635
_mail: keiyaku_yasaka@cgr.mlit.go.jp |
| 1 その他 | (1) 持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14年法律第 99号) 第 2条第 6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9項に規定する特定信書事業者による同条第 2項に規定する信書便による見積は認める。
(2) 中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得を熟読のうえ見積を行うこと。
https://www.cgr.mlit.go.jp/order/keiyaku/mitumorikokoroe.html
(3) 契約締結時に、品名、数量、金額等の内訳が記載された「内訳書」を提出すること。
(4) 納入期限までに完納がなされない場合には、契約を解除することがある。 |

仕 様 書 等 交 付 申 請 書

件 名 デジタルスケール外購入

社 名

受領者（役職・氏名）

電話番号

F A X 番号（任意）

メールアドレス（任意）

- 注 1 仕様書等の交付を希望する者はこの様式に必要な事項を記入の上、中国地方整備局
弥栄ダム管理所に提出してください。
- 2 電話番号は確実に連絡の取れる番号を記入してください。

名刺提出可

契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を記載すること

見 積 書

一金 円

件 名 デジタルスケール外購入

「中国地方整備局オープンカウンター方式実施要領及び見積心得」を承諾のうえ、
見積りします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

くじ番号（任意の3桁の数字）

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局

弥栄ダム管理所長 柳田 敏信 殿

* 押印を省略する場合は、以下を記載すること。（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先1： _____

連絡先2： _____

* 押印を省略した場合は電子メール又はFAXのいずれかによる提出も可能とするが、
省略しない場合は原本を提出すること。